

書の控えを必ず保管することとした。また、契約内容や発注手続、単価契約以外の品目の発注方法などについて、会議等を通じ職員等に対し周知徹底を図った。

さらに、支払事務に係る証拠書類として、発注職員が確認した納品書を請求書に添付して出納機関にて審査に付し、確認・検査を徹底し再発防止に努めている。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局学校教育課
監査執行年月日	平成17年8月8日
監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監査の結果	<p>高等学校奨学資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成17年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,924,180円増加し、10,954,180円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納の促進については、電話、書面による督促以外にも直接債務者を訪問して督促を行うとともに、連帯保証人に対しても同様の返還督促を重ねて行った結果、637,460円の回収を図ることができた。</p> <p>今後も訪問等による督促をさらに強化して、できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、貸付時や貸付終了時において、奨学生に債務者として返還義務があることの周知を行い、また、返還方法に口座振替を導入して新たな収入未済の発生防止に努める。</p>

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成17年7月26日
監査の意見	<p>○深雪スギ供給販売体制整備事業について</p> <p>湖北地域のスギ材を木造住宅へ普及し、「深雪スギ」として需要拡大を図るため、平成16年度から深雪スギ供給販売体制整備事業に取り組んでいるが、今後とも円滑かつ計画的に推進され、「深雪スギ」が湖北地域材のシンボルとして定着するよう、必要な支援を効率的・効果的に行われたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(湖北地域振興局森林整備課)</p> <p>深雪スギの供給販売体制整備事業として、平成17年度は、管内の森林所有者に対するアンケート調査や現地調査を実施し、間伐や主伐を希望している森林所有者とその現地の把握に努めた。また、平成18年度は、モデル林での伐採や伐採された深雪スギ材(赤みスギ)の利用を図り、啓発に努める。</p> <p>さらに、平成17年度に管内で発足した「湖北の木で家を作る会」(建築設計士・木材関係者・森林組合などで構成)との連携を深め、「深雪スギ」が湖北地域材のシンボルとして定着するよう努めていく。</p>

監査結果報告年月日	平成17年7月26日
監査の意見	<p>○農業経営構造対策費補助金について</p> <p>農業経営構造対策事業として平成16年に完成した発芽玄米処理加工施設は、健康をテーマとした地元産米の高付加価値化を目指す県下でも先駆けた取り組みであり、事業主体の設立意義を踏まえて、今後とも適時・的確な指導等を行うとともに、補助効果の把握に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(高島県事務所農産普及課)</p> <p>事業主体(第三セクター)構成者の責任を明確にするため、高島市・会社構成員および</p>

関係機関が一堂に会する検討会の開催を指導し、経営の現状把握と事業評価（平成17年9月）および第3期経営計画の策定（平成18年1月）を支援してきた。

また、経営指導調査を実施し（平成17年10月、平成18年3月）、事業主体の販売促進部門の強化と地元での消費拡大に向けた市としての役割発揮を指導するとともに、県職員生協、県学校給食会、県立大学生協、米飯炊飯業者を紹介するなど販路拡大を支援している。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監査の意見

○滋賀県の発信について

観光振興をはじめ滋賀県のイメージアップのため様々な施策が展開されているが、本県の自然や歴史、文化など地域資源を最大限に活かし、来訪者に癒しを与えるには、「もてなしの心」が最も大切であり、人の心に触れるような適切な発信を行うことにより滋賀県をアピールしていくことが重要である。

滋賀ならではのエコツーリズムの推進など、交流を活かした観光産業の育成や滋賀の魅力の発信に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（政策調整部広報課）

県外向けの情報発信として、新幹線に配置されている月刊誌「WEDGE」に毎月タイムリーな話題や情報を掲載し、滋賀の魅力の発信に努めている。

今後も、県外に向けより一層効果的な情報発信ができるよう、パブリシティの活用も視野に入れながら、適切な広報に取り組んでいく。

（商工観光労働部商業観光振興課）

本県の豊かな自然や歴史的文化遺産、さらに訪れる人を暖かく迎える地域の方々の心のこもったもてなしは、来訪者に癒しとやすらぎを与えるだけでなく、滋賀県のイメージとアイデンティティーを高めることにつながる。今後さらに、滋賀ならではの素材を活かしたエコツーリズムやグリーンツーリズムなど体験と交流の場を広げるなど、滋賀県の観光魅力になお一層の磨きをかけて、広く全国や海外に向けて情報発信に努めていく。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監査の意見

○少子化対策の積極的推進について

少子化の流れを変え、次代の社会を担う子どもたちが健やかに育つ社会へ転換を図っていくことが、県政の重要な課題となっている。

県では平成17年3月に次世代育成支援行動計画「子どもの世紀しがプラン」を策定し、数値目標も定めて計画の推進に当たっているところであるが、子育て環境の充実など出生率を高める総合的・横断的な取り組みを積極的に推進されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（政策調整部男女共同参画課）

県の少子化対策は、次世代育成支援行動計画「子どもの世紀しがプラン」に基づき、総合的な取り組みを進めているところであるが、その推進に男女共同参画社会の形成は、欠くことのできない視点である。

少子化対策については、働き方の見直しを通じた家庭生活と仕事等との両立、男性の子育てへの参加などが、重要な課題として挙げられており、これらは、男女共同参画の推進と共通の課題を有している。

このため、男女共同参画推進本部において、平成18年度に向けた男女共同参画施策の取組方針として、「働き方」の見直し促進に重点的に取り組むことを申し合わせ、企業自らの主体的な取組の促進や男性向け意識啓発にも取り組むこととしている。男女共同参画社会づくりは社会の仕組みづくりと意識の醸成を併せて行っていくことが重要であり、また、その取組は広範多岐にわたることから、今後とも関連部局と連携しつつ、積極的な施策の推進に努める。

(健康福祉部子ども家庭課)

次世代育成支援行動計画「子どもの世紀 しがプラン」を全庁的に推進し、少子化に関する施策を総合的にすすめる観点から、初めての取り組みとして、少子化対策推進本部と青少年対策本部による合同本部委員会を開催した。

このなかで、「子育て支援」や「県民意識の醸成」などの7つテーマを定め、企業やNPOなど多様な主体との協働に重点をおいて、全部局が共通して取り組むための予算の編成方針を定めた。

平成18年度予算では、その主な施策のうち第1の柱を滋賀の子どもを健やかに育ていくための環境づくりとしており、子育て家庭を支援する新たな取り組みとして、「子ども未来基金事業」、「淡海子育て応援団事業」、「子ども・子育て応援センター事業」を実施することとしている。

また、子育てに伴う経済的負担軽減を図るものとして、健康推進課では、乳幼児医療費助成の制度拡大を行うこととしている。

なお、かねてから機会あるごとに国に要望を行ってきた児童手当については、支給対象年齢の拡大および所得制限の緩和が図られることとされた。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監査の意見

○庁舎等管理業務委託における公正性・経済性の確保について

庁舎等の公共施設の管理業務委託契約に当たっては、その安全性や提供されるサービスの質について十分配慮することは当然であるが、公正性や経済性の確保にも十分留意する必要がある。

一例として、エレベーターの保守点検業務は、一部の機関を除いて業務の特殊性を根拠に1者随意契約されている事例が多く見受けられる。

庁舎等管理業務委託で1者随意契約を行う場合は、合理的な理由に基づくものであるかを十分検討し、公正な競争の導入に努め、もって経費の節減を図るとともに、各関係機関の指導を図られたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部総務課)

庁舎の管理業務委託契約にかかる公正性・経済性の確保については、平成17年度、新たに廃棄物収集運搬業務について、競争入札参加資格者名簿の作成を行い、大津市内に所在する県の機関に配布を行うとともに、県庁においても平成18年度から競争入札を実施した。

また、県庁舎の古紙回収についても、競争原理の導入を図ることとし、平成18年度契約から複数業者の見積合わせによる執行を行った。

エレベーターの保守点検業務については、電気設備等保守管理業務の中で、エレベーターの運転や監視業務を行っていることから、電気設備等保守管理業務にエレベーターの保守点検業務を加えて入札するのが適当と考えており、次回の契約となる平成19年度から複数年契約を実施したい。

なお、関係機関の庁舎管理業務については、当課が作成した入札参加者名簿や標準仕様の積極的な活用を指導することにより、公正な競争の導入に努めている。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監査の意見

○債権管理の連携および統一的な徴収体制について

現在、県における債権管理については、各担当課で行っており、平成16年度末の県税以外の収入未済額は約9億2千5百万円に及び、その債権回収はますます困難な状況にある。

このため、収入未済の解消に向けて、関係機関との連携による徴収体制の見直しや、事務処理基準の策定など統一的な徴収のあり方の検討、さらには全庁的な債権回収組織等の設置も視野に入れて検討されたい。